

# 日本の対インドネシア賠償交渉

——西嶋重忠氏に聞く——

首 藤 も と 子

(記録担当と序文執筆)

## 序文

- I 西嶋重忠氏からのヒアリング記録
- II 質疑応答

## 序文

周知のように戦争賠償交渉は、1950年代の日本と東南アジアの外交関係でもっとも重要な政策課題であっただけでなく、57年に公刊が開始された『わが外交の近況』で日本の外交原則とされた「経済外交」が実践されるための土台になったとも言われている。本当にそうであったのか、また、もしそうであるならば、賠償は具体的にどのようにその後の日本の「経済外交」の展開に関連しているのでしょうか。このテーマを扱った研究は、あまり多くないのであるが、その理由はいくつか考えられる。

ひとつには、日本の外交文書の公開を待つ必要があったからであろう。しかし、外務省外交記録が公開された現在でも、公開された文書のなかに、平和条約や賠償交渉についての詳細はあまり見いだすことができない。これは、公開の対象にされなかったためか、あるいは実際に交渉に携わった人々が政府関係者から財界関係者まで多岐にわたり、必ずしもすべての経緯が外交文書に記録されたわけではなかったためなのかも知れない。さらに、財界関係者が賠償交渉について当時多くを語らなかつたのは、東南アジア諸国における企業活動に及ぼす影響を考慮したためであったとも思われる。

さらに、求償国側の事情による制約もあげられる。ここで取り上げるインドネシアについて言えば、

1950年代の同国政府は、公文書の記録作成と保管を重視する伝統があまりなかったためか、あるいはそれだけの政治的余裕がなかったのか、文書を公開していないというより、議会資料を除けば公開する外交文書を公的機関がほとんど保持していない。そのため、残された方法としてはインタビューしかないのであるが、それは当時の関係者が故人となってしまえば、もはや不可能である。

これまでに対インドネシア賠償交渉について発表されている文献も、その数はやはり少ない。雑誌、新聞記事を除けば、1976年に出版された西原正（防衛大学校）の研究が、対インドネシア賠償の交渉とその実施過程を扱った最初の研究書であろう<sup>(註1)</sup>。同書では、第2章で1951年から58年までの賠償交渉の経緯が記されており、まだ外務省外交記録を利用できる時期ではなかったこともあって、『わが外交の近況』（1957～71年）や『インドネシア共和国便覧』が利用されているほかは、当時の交渉に係わった人物へのインタビューが主要な情報源となっている。

さらに、賠償交渉に関与した人物の1人である鄒梓模の回想録によれば、鄒が当時の岸信介首相に「スカルノとのあいだで戦争賠償問題を早急に解決してほしい」と繰り返し要請し、賠償支払い期間を12年間にすることや、「対日貿易上のインドネシアの累積債務とその利息の棒引きを決定したらどうか、と岸首相に申し述べた」とある<sup>(註2)</sup>。また、やや時期をさかのぼれば、まだ賠償交渉の展望がたなかった1955～56年に、たとえば藤崎信幸と三好俊吉郎の論文が発表されている<sup>(註3)</sup>。

こうしてみると、対インドネシア賠償に関する文献も当事者の証言も、その数は決して多いとはいえない状況にある。以下の記録は、「戦後日本・東南アジア関係の再形成過程」に関する研究会（主査 清水元）が、1992年2月14日にアジア経済研究所で対インドネシア賠償の交渉過程について西嶋重忠氏からヒアリングを行なったときのものである。

西嶋重忠氏は1911年生まれで、37年にジャワに渡り千代田百貨店に勤務していたが、42年10月にバタビア（同年12月にジャカルタと改称）に海軍武官府が設置されると同時に、その調査部原住民課に勤務するようになった。その後、海軍武官府が「インドネシア独立養正塾」（Asrama Indonesia Merdeka）と称するインドネシア青年の教育組織を設置すると、西嶋氏は吉住留五郎氏らとともにその運営をまかされ、この独立養正塾を通して、スカルノ、ハッタ、シャフリル、スバルジョといった、後にインドネシアの政治指導者となる青年たちと直接に接していた。西嶋氏は、1945年8月17日の独立宣言文の作成過程を知る数少ない日本人の1人であり、当時の状況に関するその克明な記録は「西嶋メモ」として知られており、軍政時代から独立宣言までの経緯についての著書も出版されている<sup>(注4)</sup>。

さらに西嶋氏は、前述の西原正氏の著書でスバルジョ元外相と並んで「ピース・ロビーのなかのもっとも重要な2人」<sup>(注5)</sup>と位置づけられており、政府の賠償交渉とは別に、財界有力者の使節団の一員として西嶋氏の果たした役割が言及されている<sup>(注6)</sup>。とくに、賠償協定調印の直前にインドネシアを訪問した小林中使節団については、西原氏の著書でも言及されており<sup>(注7)</sup>、そこでは西嶋氏の名も再三あげられている。なお、西嶋氏は、現在ブリヂストン株式会社の顧問をされている。

以下の記録は、当時の日本の財界指導者の認識と行動や、インドネシア政界の指導者の認識が、こうした人物と実際に接触し、交渉の渦中にいた西嶋氏から率直に、しかも客観的に語られている点で貴重な記録だと言える。なお、今回活字化するに際して、人名等のアルファベット表記などを示す場合は（ ）を用い、西嶋氏自身による補足説明には〈 〉、首

藤による補足説明には [ ] をそれぞれ用いた。その他、明示はしていないが、ヒアリング後西嶋氏に確認したうえで、一部加筆修正した箇所もある。

（注1） Nishihara Masashi, *The Japanese and Sukarno's Indonesia: Tokyo-Jakarta Relations, 1951-1966*, Honolulu: The University Press of Hawaii, 1976.

（注2） 増田与編訳『スカルノ大統領の特使 鄭梓模回想録』中央公論社 1981年 82～83ページ。

（注3） 藤崎信幸「インドネシア賠償問題の経緯とその背景」（『アジア問題』第2巻第6号 1955年6月）46～54ページ／三好俊吉郎「インドネシア賠償の見通し」（『アジア問題』第5巻第1号 1956年7月）93～103ページ。

（注4） 西嶋重忠『増補 インドネシア独立革命ハキム西嶋の証言』鹿砦社 1981年。

（注5） Nishihara, *The Japanese and...*, p.62.

（注6） *ibid.*, pp. 68-69, 70-71.

（注7） *ibid.*, pp. 49-54, 75.

## I 西嶋重忠氏からのヒアリング記録

（1992年2月14日、於 アジア経済研究所）

### 引揚げから上京まで

西嶋です。私の略歴については省きます。

私が引揚げてきたのは、1948年1月末でした。

[終戦後それまでの期間は] インドネシアの独立宣言に関連したために、武器・資金供与、政治的煽動の嫌疑で捕まり、約1年ぐらゐ拘留されており、[釈放後は] 戦犯弁護団に属してその手伝いをしていました。そして1948年1月に佐世保に到着すると、ただちに連合軍司令部（GHQ）に出頭しろということで出頭しました。オランダは、戦争中に日本人がインドネシア人に資金協力や訓練をしたことは問題にしませんでしたが、終戦後彼らに武器や資金面で協力したり政治的煽動をしたことについては、非常に厳しい取り調べを受けました。私の上官であった前田精氏〔元海軍武官府少将〕もやはり逮捕され、続いて私も逮捕されました。

1948年1月当時、日本では疎開地から都市に戻ることは禁止されており、307万世帯に住む家がなく、

日本中で4軒に1軒は家がない、という状態であり、何でも配給という時代でした。そこで私は郷里の群馬に戻っていましたが、前田精氏の勧めもあり、同年3月に上京しました。

上京してからの私は、当時の服部時計店ビル内にダッチ・ミッションというのがあり、そこで日本から資材等を調達していたボルスメイ（ボルネオ・スマトラ・ファンデルマーツファベイ）のチーフをやっていた人を、私が戦前からインドネシアにいた関係で知っていたことから、そこで商売などしていました。そして、1948年8月にはインドネシアに関する執筆を始め、最初の本は小林良正先生の名前で、『インドネシア独立のための闘争』として潮流社から1949年に出版されました。

#### 日本・インドネシア間の通商協定

当時、日本とインドネシアの間にある一番大きな問題は通商交渉でした。これには、のちに外務次官になられた外務省の大野勝巳氏が尽力されておりましたから、大野氏にお話を聞かれるとよかろうと思います。また対インドネシア賠償交渉で尽力されたのは、政府関係者ですと外務省の倭島英二氏ですが、すでに亡くなっております。また、小林中使節団のメンバーも私を除いて故人となっており、それより前に賠償関連交渉でインドネシアに行った松永安左衛門・鮎川義介使節団の関係者も、私を除いて皆故人となっています。

ここに、1950年7月1日付『朝日新聞』の「日本インドネシア通商協定調印」という記事がありますが、それには、日本インドネシア通商協定が総司令部(GHQ)で調印されたとあります。ここで「インドネシア」という呼称が使われているのは、1948年9月20日にオランダ政府がそれまでの「蘭領東インド」という呼称を「インドネシア」に変更したからですが、この通商協定はGHQで調印されたのであり、当時はGHQが通商の許認可権を持っていたわけです。

日本とインドネシアの通商協定は1948年12月にはできており、貿易、金融の決済は49年9月末に期限が切れていたのですが、インドネシアの独立闘争の

事情から協定の更新が遅れており、新協定は日本の講和条約が成立するまで効力を有することになり、それまでは旧協定の効力を延長するというになっていました。ただ、ここで言う「インドネシア」とは実質的にはオランダであったわけです。

この新協定の特色は、第1に決済を米ドル払いの当座勘定(open account)にするという点でした。そして当分は東京にあるオランダの商事会社あるいは蘭印商業銀行に口座を設定し、貿易収支の残高を毎年6月末に締め、45日目に決済することになりました。この決済が、やがて賠償交渉の際に「焦げつき債権」として問題となってくるわけです。

第2に1951年6月までの貿易計画として、輸出4440万<sup>ドル</sup>、輸入3000万<sup>ドル</sup>と1000万<sup>ドル</sup>の振り勘定(swing account)で行なうこととされ、この貿易計画に記された額までは外貨建て必ず貿易ができるように許可するということになりました。第3に両国の船舶は相手国のあらゆる港湾水域に自由に入港できることとされました。

ところが、当時のこの通商関係ですでに貿易収支はアンバランス〔日本の輸出超過〕を生じており、今でいう貿易摩擦がおきていました。日本からの輸出品としては、綿製品、陶磁器、雑貨が中心でしたが、他に化学製品、機械類等もありました。一方日本の輸入品としては、生ゴム、ポーキサイト、ヤシ油、ラワン材、コブラ、砂糖などで、肝心の石油が入っていなかったわけです。

そのような状況で、1952年6月から6週間の予定で大野使節団がインドネシアに行きましたが、6000万<sup>ドル</sup>の日本の貸越分の決済についてなかなか合意に達しません。そこで、滞在の予定をさらに延ばして、非常に難航したあげく8月上旬に通商協定は調印されたものの、残高支払の見通しがたたないような状況でした。これが積もり積もって、やがて1957年の賠償交渉で協議されることになったわけです。

#### 講和会議と賠償中間協定

さて、インドネシアに関する賠償は、他の東南アジア諸国への賠償を配慮せねばならなかったのですが、1951年9月のサン・フランシスコ講和会議の際

に、インドネシアのスバルジョ (A. Subardjo) 全権は、次のように相当強いことを言っていました。

「インドネシアは日本が主権を回復しつつあることを心から歓迎するものであるが、条約草案中の賠償条項は不十分である。日本は、戦争中に連合国側に与えた損害を償う義務を認めるべきであり、さらにインドネシア群島隣接地域における日本漁船の出漁は禁止されるべきである。私は日本全権に対して、次の3点を質問する。

- (1) 日本全権は、インドネシアに十分な賠償を支払う用意があるか。
- (2) 日本政府は講和条約後、交渉を始める行程で、賠償の額とその支払い方法を明記することに同意するか。
- (3) 日本政府は、インドネシア領域における日本漁船の出漁を制限するための協定を交渉する用意があるか。」

これに対して、現地時間の9月7日午後8時に始まった会議で、全権代表吉田茂氏は15～20分間の演説を行ない、次のように述べました。「日本は全領土の45%をその資源とともに喪失し、8400万人の日本の人口は、戦争で荒廃した残りの地域に閉じ込められており、その主要都市も焼失しました。(中略) インドネシア代表の3つの質問に対する考えは『然り』であります。けだし、これは平和条約第9条、第14条の解釈に基づいていると思うのであります。」

当時のインドネシア全権は首席代表がスバルジョで、他に駐米大使のアリ・サストロアミジョヨ (Ali Sastroamidjojo) と東京外語大の講師であったスジョノ (Mr. Raden Sudjono) の計3名でした。スバギオ (Soebagio) の書いた本<sup>(注1)</sup>には、この賠償交渉に関することからや、後の小林使節団との接触については言及されていないので、その理由をスバギオに聞いたら、賠償を担当する人の原稿が間に合わなかったということでした。ただ、この本には事実の誤認があり、彼はスジョノが1951年4月に来日したと書いていますが、実際は6月5日にクリーブランド号で神戸に着いております。

賠償に関する日本の処置は迅速でした。同年9月28日の閣議で、賠償打合せのための委員会が外務省

内に設置されております。委員は、倭島管理局長 [当時、以下同じ]、湯川盛夫経済局長、大蔵省から石田正理財局長、経済安定本部から平井官房長、通産省から牛場信彦通商局長や石原企業局長が委員として入っておりました。

そして、1952年1月17日に日本とインドネシアの賠償中間協定が仮調印されました。一方では、4月28日には中国国民党政府との間に平和条約が調印されましたが、ここでは賠償請求権が放棄されました。また6月9日には、日本とインドの間に平和条約が調印されました。翌1953年3月12日には、日本とフィリピンとの間に沈船引揚げ暫定協定が結ばれ、同年12月16日にはインドネシアとの間に沈船引揚げ協定が結ばれて、60隻を引揚げするのに650万<sup>円</sup>相当を拠出することになりました。そして、1954年11月5日にラングーンで、対ビルマ平和条約ならびに賠償協定が締結されたわけです。

#### 日本側の交渉方針

この対ビルマ賠償協定が、その後のフィリピン、インドネシアとの賠償交渉のたたき台となりました。ただ、この対ビルマ賠償協定の第5条には、他の賠償求償国との賠償交渉が最終的に解決したときに、その結果とその負担に向けられる日本の経済力に照らして、「公正かつ公平な待遇に対するビルマの要求を再検討する」ことに同意すると規定されており、のちに日本政府は、この「再検討」条項に非常に拘束されることになりました。当時の日本政府の基本的な考えとしては、フィリピン、インドネシア、ビルマの賠償比率を4：2：1で行なおうと考えており、この「再検討」条項が持ち出されないように賠償交渉をすすめたという姿勢だったのですが、案の定のちにビルマ政府が何度もこの「再検討」条項を持ち出してきたため、1959年8月から63年1月まで対ビルマ賠償の追加交渉が続くことになり、結局賠償額を1億5000万<sup>円</sup>、経済協力を3000万<sup>円</sup>それぞれ追加することになりました。

そういうわけで、ビルマだけが賠償額の決定が変わっていますが、他の国への賠償および経済協力の額というのは、端的に言えば数字合わせのようなも

のであったと言えます。たとえば、ここに日本とインドネシアの経済協力協定 (Exchange of Notes between the Government of Japan and the Government of the Republic of Indonesia Concerning the Commercial Loan and the Investment) がありますが、これは「日本国民により」インドネシア共和国政府または国民に対して実施されるということになっていて、政府が絶対支払うとは書いていない。つまり、インドネシア側からすれば〔経済協力として明記された額を〕もらうのは義務であるが、日本の輸銀や開発銀行には絶対これだけ出さねばならないという義務はないことになります。

ただ、ビルマの場合だけは事情が異なります。ビルマの場合は、日本が貸付の形で2000万円までは供与すること、それもビルマ側が60%を拠出したものに対して貸付けるという形をとっていました。ただし、ビルマにしても、フィリピン、インドネシアにしても、外貨を保有していない状況で、実際にはこうした形の日本資本の貸付は不可能でした。そこで、日本の民間人のなかから、賠償と経済協力を結びつけた形で実施してはどうかという考えが出されるようになり、たとえば、インドネシア側が51%、日本が49%の資金を拠出して経済協力を行ない、その成果を賠償として供与するのはどうかという考えが出されたわけです。

こうした案は、善意から出たものであり、必ずしも悪くはないものでした。ただ、こうした案をスバルジョから伝えられたジュアンダ (Raden Djuanda Kartawidjaja) 首相は、松永安左衛門氏〈中央電力研究所所長〉に1957年7月6日付で書簡を送り、そのなかで、インドネシアにとって賠償を貰うのは義務であり、賠償と経済協力を混同することには同意できない旨述べています。これは、小林中移動大使が東南アジアを歴訪していた頃でした。

#### 各国との賠償協定

さて、賠償に関しては、いろいろな協定ができておりました。まず、日華事変および太平洋戦争の結果わが国が負うことになった対外債務のうち、旧中立国の請求権の処理については、スイス、スペイン、

スウェーデンとの間に協定が結ばれました。また、1955年5月に、戦時中捕虜であった者に対する補償金として、講和条約第16条に基づき国際赤十字に45億円が支払われました。さらに、オランダは賠償請求権を放棄していましたが、オランダ国民に与えた苦痛に対する同情と遺憾の意を表す見舞い金として、1956年に36億円〈5年間で支払う〉が支払われております。また、タイとフランスに対しては、特別円が支払われました。これは、戦時中日本が円建ての清算勘定を立て、それを通じて現地通貨を調達し、現地での物資購入に充てたことへの返済だったわけで、タイとは1955年に54億円の特別円支払い〈5年間で支払う〉と96億円の借款供与に関する協定が結ばれ、一方フランスに対しても15億円の特別円が支払われることになりました。一般に、求償国に対する経済協力や借款は、投資、長期貸付、延べ払い輸出といった形で行なわれたのですが、これらは賠償と異なり、結局日本に戻ってくるものでした。

#### インドネシア側の提示額

ここで、日本とインドネシアの賠償問題の解決のために、日本の政府ならびに民間でどのようなことがなされたかということについてですが、当初インドネシア側があげた数字は非常に膨大なものでした。1951年9月19日にシドニーでスバルジョは、日本への賠償請求額として70億円をあげております。同年11月22日にジャカルタとスラバヤに、日本の在外事務所が設置されることになり、12月14日にジュアンダ運輸通信相を首席とする賠償交渉団が来日しましたが、前述のスバギオ (1983) によると、ジュアンダは175億円の賠償を要求していたとあります。175億円といえば、当時の日本のGNPが173億9000万円ですから、ほぼ年間の日本のGNPに匹敵する額でありました。

これに対して倭島氏は、「日本はインドネシアと戦争をしたわけではない。それに戦時中収奪した財産はすべて返却している」と言って強く反対しました。事実、このスバギオの著書には、インドネシアが連合国最高司令官 (SCAP) を通して未研磨ダイヤモンド40箱分を返却してもらったと書かれてありま

す。日本としても、収奪したものを連合軍を通してできるだけ返却していたものと思われます。

そういう状況なもので、賠償交渉はほとんど決裂しそうだったのですが、スパギオ（1983）によると、スジョノが本国政府と協議してアリ・サストロアミジョヨ駐米大使を日本に呼び寄せ、またジョンソン（Alex Johnson）駐日大使が仲介して、なんとか中間賠償協定の調印までこぎつけました。これがいわゆる津島く寿一・ジュアンダ交換公文です。

#### 財界の経済使節団

その後スバルジョが1952年6月5日に、ポハン（E.S. Pohan）、チョウ（C.M. Chow、鄭梓模）両氏とともに日本にきました。このとき、私はスバルジョを松永氏や津島氏それに工藤宏規氏く石炭の液化で昭和14年に朝日賞を貰った人ですがに会わせ、また当時外務省参事官だった大野勝巳氏や牛場通商局長にも紹介しました。

そのすぐ後ですが、8月15日にインドネシアにあった日本の在外事務所は総領事館になり、初代総領事は武野義治氏でした。彼は鄭氏とも親しかったようです。

一方、民間人で一番早くインドネシアへ使節団として行ったのは、浜口雄幸元首相の子息で東京銀行頭取であった浜口雄彦氏を団長とする経済親善使節団で、これは1952年11月14日にインドネシアへ行きました。また、12月18日には倭島英二アジア局長が賠償協議のため、1月24日までの約1カ月間東南アジア諸国を歴訪しています。

このころ私はビザを申請していたのですが、なかなか発行されず、1952年12月ようやくビザが発行されると、すぐにジャワへ行きました。そしてスマトラのメダンやトバ湖、それにマカッサルへも行って現地の変化を見て回り、1953年4月3日に帰国しました。それより前の1月15日に私の父が亡くなりましたが、今と違ってすぐ帰るようなことはできませんでした。私がインドネシアに滞在中に、偶然吉田総理の使節として、橋本龍伍氏が東南アジアと台湾を訪問の途次ジャワに来ました。倭島英二アジア局長も1月15日にジャカルタに来ましたので、橋本、

倭島両氏のために在留邦人の歓迎会が開かれた折に、私は「自由党はなっとらん、日本政府は賠償にもっと前向きになるべきだ」などと言って、倭島氏と大喧嘩したこともありました。また、3月26日に私は、日本の民間人としては初めてスカルノ大統領と会って話をしました。そのとき、スカルノが「本国の利益と任地先の国家の利益をうまく調整できるような、信頼できる日本の外交官は誰か」と私に聞きましたので、白幡友敬氏の名前を挙げました。

1953年5月に第5次吉田内閣が成立した後、岡崎勝男外相はフィリピンやインドネシアを訪問し、インドネシアではアリ首相とも会談しております。また、民間ではかねてから南方問題に関心の深かった松永氏が、東南アジア関係の諸機関を統合してアジア経済調査会を設立しました。当時、松永氏は79歳でした。一方、[同年10月に]インドネシア側からは日本の賠償支払い能力を調査するために、スダルソノ・アジア太平洋局長が来日しました。

#### 賠償額と焦げつき債務

ただ、インドネシア側が交渉の土台となるような合理的な（reasonable）賠償額を初めて提示したのは、1955年4月のバンドン会議（18～24日）の際、スナルヨ（Sunarjo）外相が高崎達之助経済審議庁長官に10億円の賠償額を提示したときです。その後の交渉は、倭島氏を中心に行なわれたのですが、インドネシア側が固執したのは、経済協力額も含めてフィリピンと同額でなければだめだということでした。フィリピンの場合、曲折を経て1956年5月に賠償協定と経済協力に関する交換公文が調印され、5億5000万円の価値を有する日本人の役務および日本国の生産物の供与と、さらに2億5000万円の借金を日本の民間商社または国民がフィリピンの民間商社または国民に対して供与するということになりました。

そこで、インドネシア側はこの計8億円という数字に非常に固執することになったわけです。日本政府では1956年9月に、倭島氏が、インドネシア側が焦げつき債務を返済するならば、日本として純賠償2億5000万円を供与するという案を提示したのですが、インドネシア側がこれを話にならないとして拒

否しました。1957年2月に倭島公使は、アリ首相やジュアンダ経済企画相との交渉の過程で、私案として、純賠償は2億<sup>ドル</sup>、焦げつき債権の棒引きは1億1000万<sup>ドル</sup>、経済協力に5億<sup>ドル</sup>という数値を提示しました。これに対するアリ首相の対案は、当初純賠償3億<sup>ドル</sup>、焦げつき債権の棒引きは1億1000万<sup>ドル</sup>、経済協力に4億<sup>ドル</sup>というものでしたが、やがてインドネシア側の最終案として、純賠償を2億5000万<sup>ドル</sup>、経済協力を4億5000万<sup>ドル</sup>とし、焦げつき債権の棒引きは1億1000万<sup>ドル</sup>という数値になりました。つまり、インドネシア側も焦げつき債権の残高である6000万<sup>ドル</sup>を、確定債務として承認したわけです。

ところが、そのころ地方反乱が生じて3月にアリ内閣は総辞職し、倭島氏も4月20日に帰国しました。その帰国時の記者会見で、倭島氏は「日本は純賠償として2億<sup>ドル</sup>支払い、焦げつき債権のうち1億<sup>ドル</sup>を放棄する。さらに、5億<sup>ドル</sup>の借款供与を行なう」と語ったことが新聞で発表されました。しかし、焦げつき債権を棒引きすることに対しては、財界から強い反対が出ました。確かに、借金を返済しないような国は、国際的信用を失うことになります。日本が国際金融界に信用を得ていったのは、東京都在フランス語のできる職員を雇ってまで、第一次世界大戦中に借りたフランスからの借款を返済していったからです。それにしても、倭島氏は政府間の交渉で相手の出方を見ながら、提示額を少しずつ変更していかねばならなかったし、それでもインドネシア政府との交渉がまとまらないまま帰国して、このように財界から焦げつき債権の棒引きに反対されたわけで、気の毒なことでした。ちょうどこのころ、<倭島氏のやり方に関して>アダム・マリク(A. Malik)氏も「バーゲニングは日本の信用を落とすだけだ」と私に言ってきておりました。

#### 日本財界人の働きかけ

これより前の1956年4月4日から6日に、国際商工会議所アジア委員会がバンドンで開かれ、日本からは三井銀行頭取の佐藤喜一郎、国際商工会議所副会長の加納久郎両氏が参加して、地域内の資本形成が遅い理由や、地域内の貿易振興の問題について協

議していました。そこで、鮎川義介氏が、彼らに加わって鮎川氏と松永氏を招待するようにインドネシア政府に働きかけるようにと私に言いました。

私としては、当時のインドネシア国民党は左傾化しており何もできないし、インドネシア共産党では交渉にならないので、ナフダトゥル・ウラマの党首であるムハマッド・ダハラン(M. Dachlan)に会って、彼から両氏への招待状を取りつけようと思いました。そして、ダハランの背後にはルビス(Z. Lubis)参謀次長がいるから、彼に会いに行ったら「応援する」と言ってくれました。<余談ですが、このことが、後日私がインドネシアで石油交渉をやる際の障害になりました。私がイブヌ・ストウォ(I. Sutowo)に会ったとき、彼が「西嶋はルビスと一緒にやっており、ブラック・リストに載っているから、交渉してはだめだとナスティオン(A.H. Nasution)が言っている」と言いました。私は、ルビスは当時参謀次長だったから会ったのだ、その何が悪いと言うと、彼がナスティオンにそう言ってくれと言うので、ナスティオンに会いに行きました。結局、ナスティオンに話すで一応納得してくれました。しかし、1963年から6年間、私の名前はスカルノ時代[またスハルト体制以降はBAKIN(国家情報調整庁)]のブラック・リストに載っていたらしいです。>

結局、招待状を得ることに成功して、1956年6月19日から7月5日まで、鮎川義介氏<当時75歳>、松永安左衛門氏<82歳>、工藤宏規氏<59歳>、四国電力常務の山田勝則氏、帝国石油次長の佐々木悟氏、鮎川氏の子息の金次郎氏、そして西嶋<45歳>がインドネシアを訪問しました。このとき、鮎川氏が6月29日付で書いた文書では、金額8億<sup>ドル</sup>を出ししょうと書かれてあります。しかし、松永氏はこれに名前を連ねるのをいやがり、結局名前を出しませんでした。帰国後に熱海で私が書いた賠償解決に関する意見書に、松永氏が加筆した原文は私の手元にあります。それは「焦げつき債権の処理は、賠償や経済協力とは別に処理するのが筋に適っている。賠償と経済協力はあわせて、インドネシアの生産力が向上するようにする」という内容のものでした。しかし、これに対してジュアンダ氏からの返事は

「賠償は賠償として、支払ってもらわねばならない」というものでした。そして、賠償と経済協力を結びつけて実施し、焦げつき債権は別途に支払いを求めるといふ松永氏の考え方は、結局インドネシア側の同意を得られませんでした。

そのころ日本商工会議所会頭の藤山愛一郎氏は、裏側で賠償交渉の解決に非常に努力されていました。フィリピンの新聞記者を自費で日本に招待したり、インドネシアの商工会議所のメンバーを、日本・インドネシア通商産業協会の名で招待したりしました。また、アダム・マリク氏やスペノ女史などインドネシアのマスコミ関係者を6~7人、日本新聞協会の名で呼んだりしていましたがこの時の費用は、佐藤喜一郎氏が10万円出し、あとは藤山氏が自費で出しました。

そういうなかで、1956年12月1日にハッタ (M. Hatta) が副大統領を辞任しました。そして、1957年の6月17日に高木広一氏が公使となりました [59年4月30日まで]。高木公使は、人柄の柔らかない人物だという印象を受けました。

#### スバルジョの来日

このころ、スバルジョがまもなくスイス大使として赴任する予定になっていたのです。その前に日本に呼んで、賠償交渉の仲介をやらせたらどうかということになって、6月11日から17日までスバルジョが日本にきました。金は松永氏が出しました。ただ、当時はドルが入手できなかったのです。私が当時蔵相であった池田勇人氏に会いに行き、米ドルを用立てました。

スバルジョが一週間足らずの間に会った人々は、藤山愛一郎、高崎達之助、三木武夫、高木広一、石原広一郎、一万田尚登、荒川昌二、小林中、賀屋興宣、池田勇人といった人でした。さらに、サン・フランシスコ講和会議の際に会った吉田茂氏にも会いたいということで、私が秘書官を通じて取り計らい、スバルジョとともに大磯の吉田邸に行きました。吉田氏はジョークがうまい人でした。写真を撮ってサインをもらいに行ったら、「サイン料いくらくれる」といった調子でした。それで、いや宣伝になるのだ

から、こちらが宣伝料をもらいたいと言いました。しかし、吉田氏から「いや、こういうのがあるから、日本は賠償を払わねばならなくなるんだよ」と言われたのには参りました。

しかし、スバルジョ自身はマシュミ [当時の最大のイスラム政党] の人間であり、政治的に強い立場にあったわけではないので、スバルジョの訪日は非常に有益ではあったものの、彼とは本当の意味での交渉はできませんでした。彼は、帰国後にジュアンダ首相にこちらの意見を伝えただけのことであり、後日ジュアンダから松永氏あてに次のような返事が届きました。

"I heard from Mr. Subardjo that you are so kind enough as to bring him into contact with leading personalities of the Japanese Government and of political circles. An informal exchange of views regarding such delicate and complicated problems which affect both our peoples are useful and may lead to a better understanding of those common problems.

It is my opinion however that, whatever difficulties may arise in the course of time due to changing conditions pending the ultimate settlement, we have to adhere to the basic principle of the reparation-problem, that is the moral and obligatory character of it. Besides, there should be continuity of line in the negotiations, whatever changes may occur in the composition of both our Governments. As is the case now facing us, there should be no confusion in the conception regarding the difference between pure reparation which is the moral obligation—Mr. Yoshida, the then chief-delegate to the Japanese Peace Treaty Conference at San Francisco in 1951 had formally recognized it—and the question of economic reparation which has a voluntary character".

これは、賠償と経済協力をはっきり区別すべきだということ、当時のインドネシア政府の立場を明確に述べたものでした。



## 小林ミッションと岸・スカルノ会談

その後8月22日から10月17日まで、アジア協会の会長であった小林中氏が移動大使として、タイ、ビルマ、セイロン、パキスタン、インド、シンガポール、南ベトナム、カンボジア、インドネシア、フィリピン、香港を歴訪しました。私は9月13日に、スカルノ大統領、ジュアンダ首相、スジョノ太平洋アジア局長に手紙を出して、小林中氏や同氏に随行して白幡外務省参事官がインドネシアを訪問することを伝えました。

一方、10月16日にハッタ前副大統領が中国を訪問した帰途に訪日しました。随員は14名で、スジョノ氏も同行していました。彼は、ハッタがすでに副大統領を辞めていたとはいえ、外国でのハッタの言動に対する政府のいわばお目付け役でした。ハッタは日本に滞在中に、藤山外相や鮎川氏、小林氏、岸首相とも会いました〔鮎川氏邸での小林、ハッタ、岸、鮎川および西嶋各氏の並んだ写真が回覧された〕。しかし結局、ハッタの会合には何の成果もありませんでした。

11月になると、小林氏が賠償交渉の全権代表としてインドネシアに行くよう岸首相に依頼されました。その前に、私は白金の藤山外相邸に呼ばれて、「小林氏はインドネシアに行ってくれるだろうか」と打診されました。また、小林氏からの電話で、一緒に行ってくれと頼まれました。ジャカルタの高木総領事も、赴任前に四谷の私の家に挨拶に見えたことがあり、小林ミッションに私が同行することを望んでいるとのことでした。結局、小林ミッションには、白幡氏、小林春尚氏、水野惣平氏、そして外務省調査員として私が同行しました。小林ミッションの使命は、純賠償の支払い期間を何年とするか、経済協力の内容をどうするかなど協議し、また通商航海条約の締結に向けて協議することでした。

ジャカルタに着く前に、私は小林[中]氏に、反乱軍のスポークスマンに会って日本の賠償について説明してやってくれと頼みました。小林氏は腹のすわった人で、私の意見をきいてシンガポールでポハンに会い、日本の賠償をどう使うかはインドネシア側の問題であって、われわれの関知しないことだから、

その点を誤解しないようにと言いました。

そして、われわれは、岸首相一行がジャカルタに着く数時間前にジャカルタのクマヨラン飛行場に着きました。この飛行場に日の丸の旗が立ったのは、戦後初めてのことであり、それは胸に迫るものでありました。

賠償の大綱は、11月27日の岸・スカルノ会談で決まりました。岸首相は、同日9時にジュアンダ首相、ハルディ(Hardi)第一副首相兼外相代理〔スバンドリオ外相が不在だったため〕と会見し、次いで10時30分から大統領官邸でスカルノと2人だけで通訳を交えて約1時間会談しました。ここで、賠償額は4億 $\text{円}$ 、ただしこれからインドネシアの累積債務1億7700万 $\text{円}$ を棒引きすること、すなわち日本の純賠償額は2億2300万 $\text{円}$ 相当額とすることが決まり、経済協力は別途に行なうということが決まりました。この決定について、『朝日新聞』の11月30日付夕刊の「三角点」は、「インドネシア賠償、電光石火で片づく。勝手に債権証文を破るなど聞く方は眼から火が出る」と一般の不満を率直に書いています。

## 「最恵国待遇」について

今度は小林氏が立腹しました。そして、どうしても「最恵国待遇」をとりつけねばだめだということになったのですが、インドネシア側はこの「最恵国待遇」の意味がよく理解できなかったようで、小林ミッションの交渉は決裂寸前までいって、小林氏はバンドンへ行ってしまいました。そこへ、三井物産の森田正次氏が私のところへ来て、「こりゃあ、小林氏が頭を下げねばだめだよ」と言いました。小林氏は、スジョノとは格が違うから、ジュアンダと交渉するんだと言い張っていましたから。

実は、このころ藤山外相から、もう交渉する必要はない、引き揚げて来いという機密電報が入っていました。そこで、私がスジョノ氏に会いに行き、必ず小林氏が来るからと言いました。そのかわらで、「最恵国待遇」に代わるいい表現がないかとさがしました。ちょうど国際法に詳しいエルカナ・トビン(E. Tobing)が来て、「バンドン会議の際に『無差別平等』(non-discriminatory equal)という

表現を用いたことがある」と示唆してくれました。そこで、この表現を用いて原文を作成し、小林先生〔小林中氏〕がスジョノ氏に会いに行きました。このときは私も本当に涙が出ました。12月11日に小林使節団は帰国しましたが、そのときの記者会見で小林氏は、次のように言っています。

「私の交渉で一番難航したのは、平和条約のなかに『最恵国待遇』を入れることであった。この問題で双方の意見は対立し、一時は交渉の決裂をも覚悟したほどである。日本としては、これまで賠償実施の段階で、この『最恵国待遇』をめぐるいろいろな困難が生じた例があるので、この点を考えて『最恵国待遇』につき、インドネシア側からはっきりした約束をとりつけようとしたわけだ。結局、船舶の出入港、商業活動、居住などの問題でジュアンダ首相との間に話がつき、これらに関する協定を議定書に明記することになった。ジュアンダ首相は、この間の事情について、議会にも充分説明し納得を得ることを約束した。今後の見通しとしては、賠償協定は明年1月20日ごろまでにはできると思う。」

これ自体は、私の努力が報われた形となりました。そして、このときの努力は、その後私がインドネシアで石油活動をするうえで大きなバックボーンとなりました。ただ、小林私案は松永氏の構想でもあり、その元は工藤氏の構想にさかのぼるものですが、財界人の考えそうなこの小林私案がうまくいったならば、実際の賠償の履行があのように雲散霧消して、中古船だけ買われりべートをガンガン取って儲かったというようなものとは違ったものになっていただろうと思います。実際には、インドネシアのオプションにしたため、ひとつの商売をするために、一説では25%のリベートをとるとかいうことになってしまいました。この25%のリベートというのは、後日私が石油をやっていたときに、イブヌ・ストウォから聞きました。われわれはそんなリベートは出せないと言ったのですが、実際には確かに木下商店とかその他の会社が、インドネシア側とともに日本の賠償を無茶苦茶に食べてしまいました。>

#### その後の経緯など

賠償交渉の最後の締め括りとして、成文化委員会が設置されました。これには、外務省賠償部長の吉田健一郎氏、条約局の中江要介事務官、通産省企業局賠償室長の高見沢二郎氏、それに大蔵省の理財局外債部長の半田剛氏が入っていました。> 首席は高木広一公使で、鶴見清彦ジャカルタ駐在領事も入っていました。>

日本政府としては、当時の状況としては賠償を払うべきところには全部払ったと思います。外務省が厳密に賠償額を言わないのは当然だとも思います。また、外務省で一番御苦労されたのは倭島氏だったと思います。さらに、1953年に永野護氏、小金義照氏も経済特派大使として、東南アジアに同時に行きました。

また、私は辻政信氏のやっている『自衛中立』という雑誌に「対インドネシア賠償問題解決促進のために」と題して論文を寄稿しました<sup>(注2)</sup>。さらに1958年4月8日付の『産経時事』には、「民間の人々」として私に関する記事が載っています。また、1959年2月14日付の『東京新聞』に、自民党の福田赳夫幹事長の私に関する発言の記事が載っています。その後、私は石油関係の仕事でインドネシアに滞在し、1967年にはマリク・ミッションに同行して来日し、三木外相と交渉して日本政府から6000万円の借款供与を取りつけ、マリク外相〔当時〕から感謝されました。

なお、元兵補や労働者への補償については、私の知る限り、賠償交渉中にインドネシア側から提起されたことは一度もありませんでした。当時のインドネシアの国内事情は、対オランダ闘争で激動しており、1957年11月3日にはジャカルタのチキニ小学校において、スカルノの暗殺未遂事件が起きたり、12月3日にはインドネシア労働者がオランダ企業の接収を開始していました。インドネシア側は当時、日本との交渉を一刻も早く解決しようとする状況であったと思います。また、残留日本人がインドネシア国籍を獲得するようになったのは、1962年2月1日の国防省法務部からの戦時特別法適用によるものでした。

(注1) I. N. Soebagio ed., *Mr. Sudjono Mendarat dengan Pasukan Jepang di Banten 1942* [スジヨノ、日本軍とともに1942年バンテン上陸], Jakarta: PT Gunung Agung, 1983.

(注2) 西嶋重忠(義曜)「対インドネシア賠償問題解決促進のために」(『自衛中立』1955年4月15日号)。

## II 質疑応答

後藤乾一 御体験から判断して、もし岸内閣が成立していなかったならば、賠償は違った形で決定したと思いますか、それとも事務レベルでの積み重ねにより、賠償の決定はあまり変化のないものであったらと思いますか。

西嶋重忠氏 後者のほうだろうと思います。

後藤乾一 インドネシア側が賠償協定を結ばねばならない国内的要因として、地方反乱を終結するための方便にしたいということがあったでしょうか。

西嶋重忠氏 そうじゃないだろうと思います。スカルノは、1958年1月末には日本に来て楽しんでいたわけですから。むしろ当時のスカルノの頭にあったのは、オランダと対決することであり、そのために賠償が必要だったということでしょう。われわれ

は、何度もスカルノに、賠償とは国家の再建に結びついたものでなければならないと言ったのですが、スカルノはそれをわかろうとしなかったと、私は思います。そして、結局賠償が何を残したかといえ、何も残っていない。

後藤乾一 スカルノと岸の会談の通訳は誰でしたか。

西嶋重忠氏 高木広一氏が英語で通訳しました。

清水 元 賠償交渉の過程で、官僚と民間との間の関係はどのようなものでしたか。何か分担のようなものはありましたか。

西嶋重忠氏 分担というものはありませんでした。ただ、当時の財界人の官僚に対する影響力はあったでしょう。何しろ、財界のトップは官僚を呼びつけるだけの力があったのですから。

首藤もと子 賠償交渉は1951年末から始まっているながら、57年末までかかったというのは、その間の交渉がなかだるみしたということですか。

西嶋重忠氏 最初はインドネシア側が法外な要求額を言うてくるものだから、まともに話にならなかったわけです。1955年4月のバンドン会議のときあたりから、ようやく交渉のたたき台となる数字ができて、それから交渉が本格的になりました。

(駒沢大学法学部教授)